

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	ナゾゾラ州モナボ初等教員養成校建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	ナゾゾラ州モナボ初等教員養成校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,024,000千円 H26.10.31まで	H25.4.26 マプトで (同日)	日本側 橋本栄治在モザンビーク大使 モザンビーク側 エドゥアルド・コロア外務協力副大臣	H25.5.15 176号
モザンビーク	イレクターンバ間道路橋梁整備計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	イレクターンバ間道路橋梁整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	3,805,000千円 H31.12.31まで	H25.6.14 マプトで (同日)	日本側 橋本栄治在モザンビーク大使 モザンビーク側 エドゥアルド・コロア外務協力副大臣	H25.6.27 222号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修正の内容	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	ナカラ港緊急改修計画のための贈与に関する平成二十四年十二月十日付けの取極の修正に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「3,200,000千円」に改める。	H25.10.30 マプトで (同日)	日本側 橋本栄治在モザンビーク大使 モザンビーク側 マニユエラ・ジョアキン・レベロ運輸通信副大臣	H25.11.12 335号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、平成〇年△月□日をH〇△△□と記している。
(注3)日付については、官報における外務省告示番号をいう。